

第8回検討会に欠席してしまい、失礼いたしました。すでに考慮済みの事項や私の勘違いの事項もあると思いますが、第8回検討会の資料に基づいて、解釈と質問、提案をさせていただきます。

1. 資料1「神林先生によるデータ分析の結果」の意義と解釈について

神林先生によるデータ分析は、これまでに我々が検討会資料として見てきた集計結果と大きく異なる点があります。それは、事業所単位の対応関係を考慮して、脱落バイアスを評価した点です。産業中分類と都道府県、女性の占める比率、パートタイムの占める比率をコントロール変数としているため、全体での脱落バイアスについて、集計値ではなく事業所単位のデータ分析に基づいた評価が可能になっています。この点において、本分析は価値の高い結果を示していると考えます。

分析結果としては、被説明変数を時間賃金（特別賞与を除いた現金給与総額/総労働時間）の対数値とした場合において、いくつかの傾向は見られるものの顕著な脱落バイアスは見られなかったと解釈しました。ただし、これは被説明変数が時間賃金の場合に限定されています。

2. 他の被説明変数を用いた分析の可能性

被説明変数として、1人当たり平均現金給与総額、1人当たり平均総実労働時間数、1人当たり平均所定内労働時間数、1人当たり平均所定外労働時間数、常用労働者数などを採用すると、脱落バイアスに関して異なる推定結果が得られるかもしれません。これらの変数は毎月勤労統計における指数の基になっているものの一部です。すでに考慮済みのことでしたら申し訳ありません。

資料2の24ページから28ページまでの「共通事業所と未提出事業所との比較」をみると、現金給与総額や総実労働時間はともに未提出事業所よりも共通事業所の方が高い値です。このため、現金給与総額を総実労働時間で除した時間賃金では、共通事業所と未提出事業所との違いが小さくなって表現されているのかもしれません。

3. 疑問に基づいた分析の提案

神林先生によるデータ分析の結果を考察することにより、以下のような根本的な疑問が生じてきました。労働者の賃金の推移は、本来は労働者を固定して観察するものです。しかし、毎月勤労統計の調査票では労働者を固定することはできないため、事業所を固定して事業所単位での比較をもって賃金の変化を観察しようという考え方が共通事業所系列の根底にあると思います。はたして、共通事業所の労働者は1年間でどの程度の変化があるのでしょうか。例えば、120人の事業所において、1年後に退職者が30人、新規採用が30人であった場合、労働者数は120人で変化がないものの賃金の推移として意味があるのかについては疑問です。また例えば、120人の事業所において、パートタイムの労働者を一時的に20人採用した場合、該当する時期において1人当たり平均現金給与総額は減少する可能性が高くなります。共通事業所において、1年間の常用労働者の変化（調査項目である「(2)採用、転勤等による増加」、「(3)解雇、退職、転勤等による減少」から計算可能）を集計して、共通事業所における労働者の変化の度合いを明らかにする必要があるのではないかと考えました。